

芦屋市屋外広告物条例（平成28年7月施行）に係る取組の総括について

1 条例制定に至る経緯

市条例施行までは兵庫県の屋外広告物条例に基づく規制を行っていたが、本市に相応しい広告物の規制誘導を目的として、景観行政団体に移行した平成26年度より市独自条例の規制について検討を行い制定に至った。

平成26年 4月1日 芦屋市が景観行政団体へ移行

平成27年 1月 芦屋市景観計画の策定

12月 芦屋市屋外広告物条例制定 【資料1】

2 屋外広告物の推移と現状

所管事務	市内全体	無許可	県条例不適合	市条例不適合	備考
H29.7	3,608 (7,871)	231 (1,115)	237 (590)	818 (1,603)	
		6.4% (14.2%)	6.6% (7.5%)	22.7% (20.4%)	
H30.10	3,590 (7,689)	209 (1,015)	223 (535)	716 (1,426)	
		5.8% (13.2%)	6.2% (7.0%)	19.9% (18.5%)	
R2.3	3,578 (7,552)	201 (982)	217 (517)	461 (934)	
		5.6% (13.0%)	6.1% (6.8%)	12.9% (12.4%)	
R3.10	3,732 (7,769)	322 (1,422)	118 (348)	391 (761)	うち補助対象※ 162 (322)
		8.6% (18.3%)	3.2% (4.5%)	10.5% (9.8%)	
R4.10	3,735 (7,789)	308 (1,356)	113 (342)	357 (693)	うち補助対象※ 133 (265)
		8.2% (17.4%)	3.0% (4.4%)	9.6% (8.9%)	
R6.3 (見込)	3,731 (7,721)	288 (1,253)	113 (342)	311 (602)	うち補助対象※ 87 (174)
		7.7% (16.2%)	3.0% (4.4%)	8.3% (7.7%)	

※補助対象は建築物その他の物件に堅固に取り付けられ工事などが必要と考えられるもの。

なお、上段は事業所に係る数値、下段のカッコ書きは広告物に係る数値を記載している。

### 3 補助制度と取組

#### (1) 補助制度

条例施行時に、兵庫県屋外広告物条例に基づき適法に設置されていたものについては、経過措置とし、市条例の基準に適合させるための撤去や改修を行う場合、補助金を交付する制度を設け、早期改修を促すため、令和元年6月までの条例施行後3年間については限度額と補助率を高く設定した。

制 定	期 間	補 助 率		限 度 額
		改 修	撤 去	
当初 H28. 7. 1 ----- 変更 H29. 10. 1	R1. 6. 30 までに完了	1 / 3	2 / 3	1 0 0 万円 ----- 2 0 0 万円
当初 ----- 変更 R2. 9. 1 ----- 変更 R3. 12. 1	R3. 6. 30 までに完了 ----- R4. 6. 30 ----- R6. 3. 31	1 / 3	1 / 2	5 0 万円

#### (2) 補助制度の活用状況

年度	実施件数			補助対象経費 (千円)	補助金額 (千円)
	申請数	物件数	個数		
H 2 8	6	6	1 2	2, 4 5 9	1, 5 3 5
H 2 9	3 7	3 7	5 7	2 3, 2 0 3	1 3, 3 4 6
H 3 0	9 1	1 3 5	3 1 8	6 5, 8 8 7	3 3, 9 6 7
R 1	1 3 2	1 7 7	3 4 5	1 0 4, 5 0 9	5 4, 5 4 7
R 2	1 8	1 8	3 6	2 0, 1 4 3	4, 6 1 4
R 3	2 4	2 5	5 2	1 1, 7 5 4	4, 6 0 7
R 4	4	4	6	3, 0 0 5	1, 1 4 7
R 5 (見込)	2 6	2 6	4 5	1 4, 0 2 4	5, 0 1 0
合計	3 3 8	4 2 8	8 7 1	2 4 4, 9 8 4	1 1 8, 7 7 3

#### (3) 対象者への取組

広報あしやへの掲載 1 3 回 (平成 2 8 年 3 月と平成 3 1 年 3 月は臨時号)  
 事業者への書面での通知 8 回 (延べ 約 2 4 0 0 件)  
 電話連絡 (補助対象者全数) 平成 3 1 年度 (延べ 約 4 6 0 件)  
 事業者への直接訪問 令和 5 年度 (延べ 8 6 件)

#### (4) 良好な広告物の紹介

広報あしやでの紹介 (令和 5 年 1 1 月号) ※詳細はHPでも公開【参考資料】

### 4 条例施行後の変化及び評価【資料 2】

### 5 今後の進め方について【資料 3】

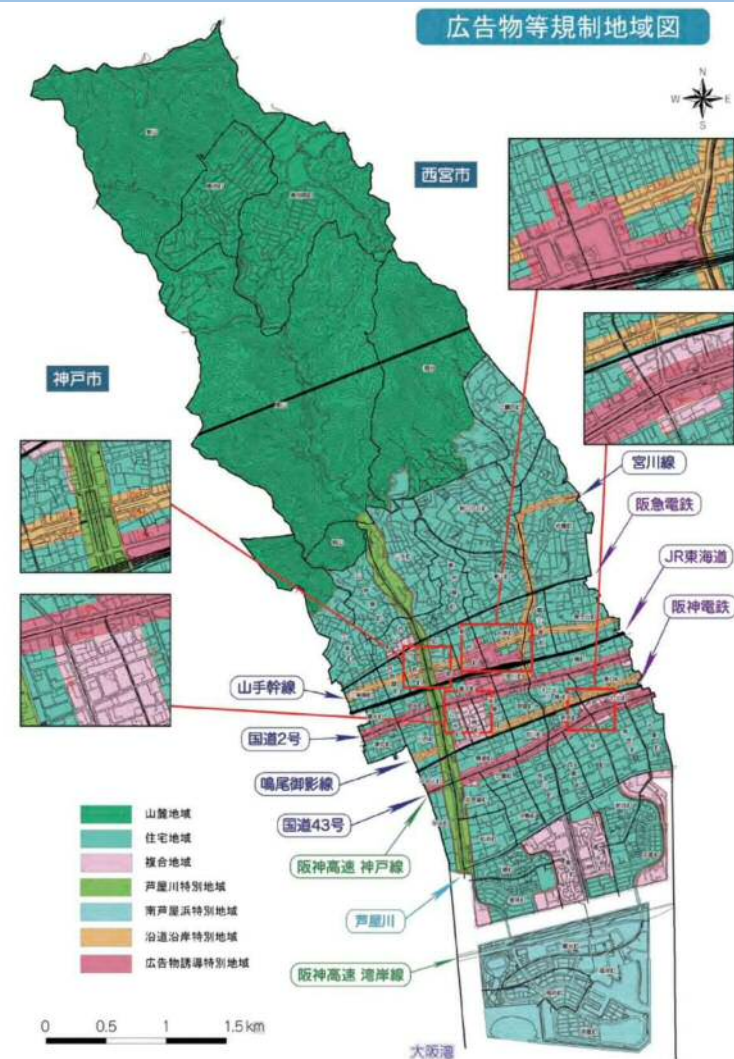
# 屋外広告物の規制

【資料1】

## 屋外広告物の規制【地域の区分】

市域全域を下記のとおり区分し、それぞれの地域における基準を設けています。

- (1) 山麓地域：市街化調整区域
- (2) 住宅地域：第1種・第2種低層及び第1種・第2種中高層住居専用地域（一部の地域を除く。）
- (3) 複合地域：第1種・第2種住居地域及び近隣商業地域（一部の地域を除く。）
- (4) 芦屋川特別地域：芦屋川沿岸一帯（芦屋川特別景観地区と同範囲）
- (5) 南芦屋浜特別地域：南芦屋浜
- (6) 沿道沿岸特別地域：鳴尾御影線，山手幹線，宮川線又は宮川（国道2号以北）のそれぞれ境界線から20mの範囲（一部の地域を除く。）
- (7) 広告物誘導特別地域：国道2号，国道43号のそれぞれ境界線から30mの範囲及びJR駅前周辺（一部の地域を除く。）



## 景観アドバイザー会議 令和4年7月25日、8月19日

- 【評価】
- ・既存不適格物件についても順次是正が進んでおり、条例による景観への寄与効果が着実に進んでいる。
  - ・条例に適合していない箇所については今後も継続して対応していくことが重要。

## 都市景観審議会 令和6年1月16日

- 【評価】
- ・条例制定前と現在のまちなみを比較して、景観として良い成果が出ている。
  - ・事業者に前向きに働きかけ、良いものを発信していくと良い。
  - ・事業者に自主的に取り組んでいただけるよう、良い方向に促していくことが重要。

### 【今後の検討課題】

- ・規制するだけでなく建物と一体になった良いデザインで賑わいを創出する。
- ・内張りやデジタルサイネージ、ラッピングバスなどへの対応の検討。
- ・違反広告の分析（業種ごと、種類ごと）をしてはどうか。



# 定点観測事例

①

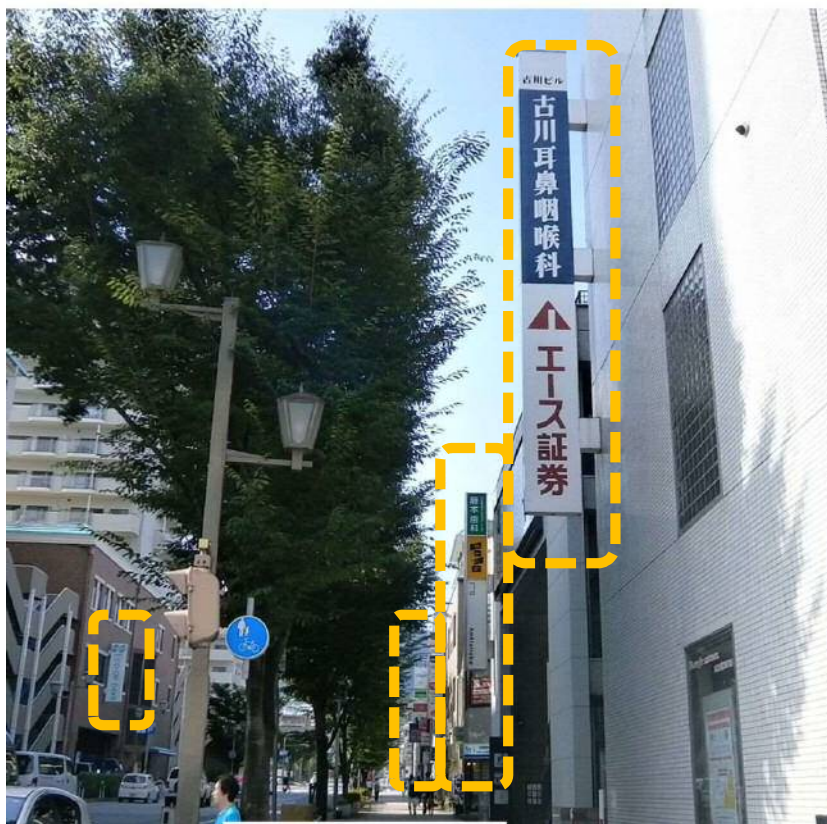
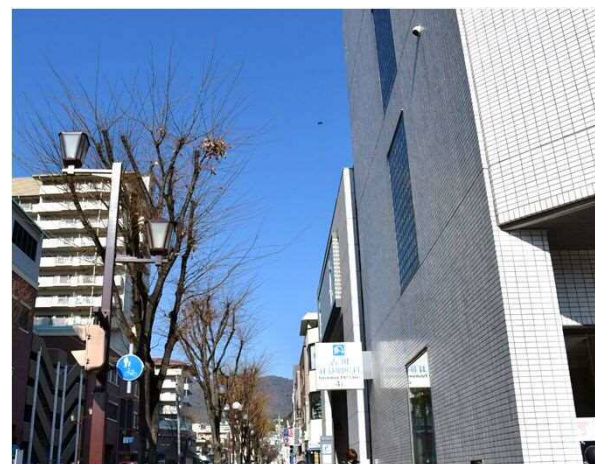
大原町（中央線大原町交差点から北を望む）

突出看板の撤去

条例施行前



条例施行後



# 定点観測事例 ②

上宮川町（国道2号宮川付近から西を望む）

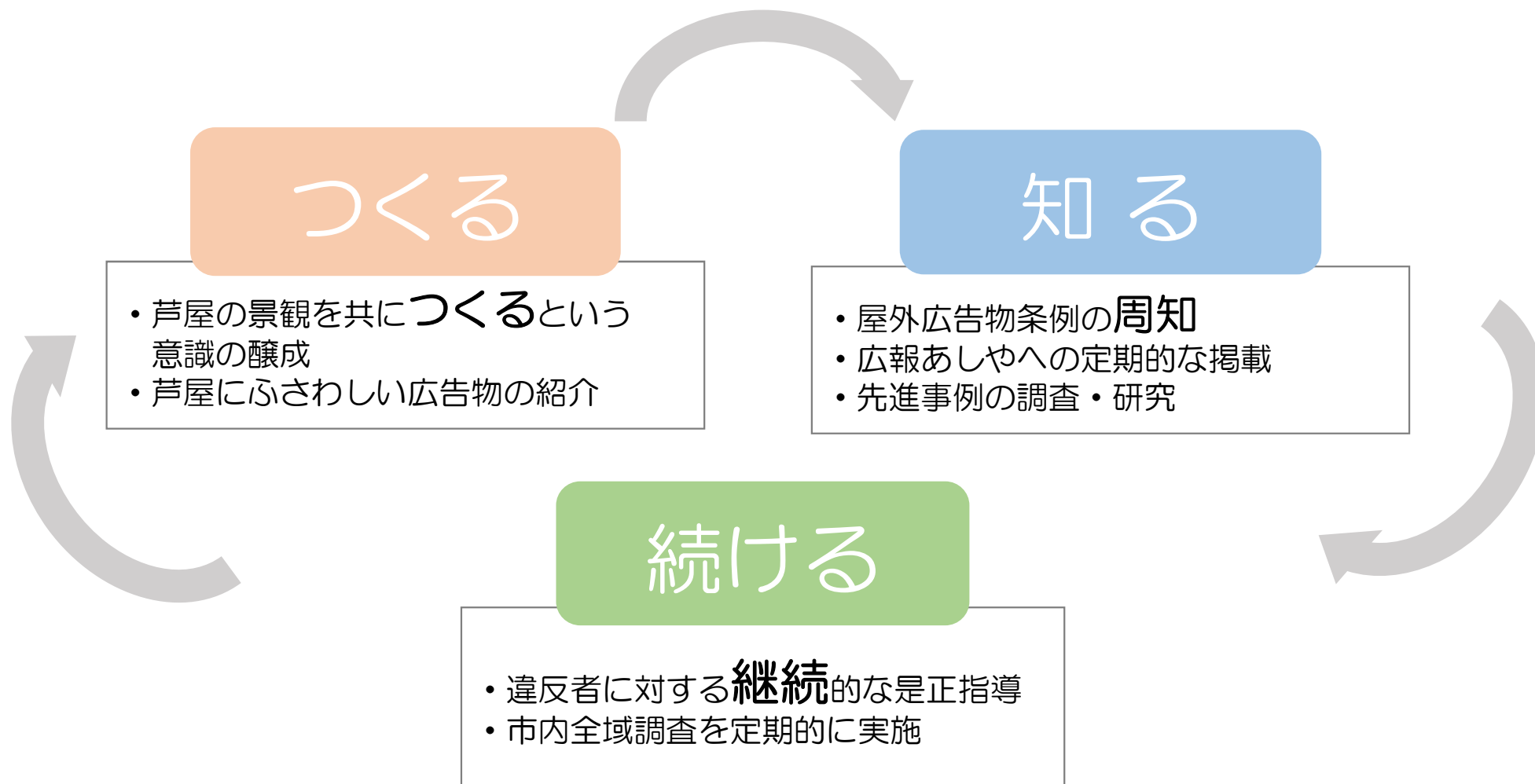
屋上看板等の撤去

条例施行前



条例施行後







## 屋外広告物条例 事業者インタビュー

屋外広告物条例が始まって以降、多くの事業者の皆さまには、条例に合わせ看板の改修等を行っていただいています。今回、改修にご協力いただいた事業者の皆さんの声をお届けするため、Peri亭の永井社長にお話を聞かせていただきました。



Peri亭 永井社長

Peri亭 (大樹町6-8)  
ケーキ屋(パティスリー)  
午前11時～午後7時  
月曜、月2回日曜休み



改修後の外観とお子さん達

### 条例ができた時に思ったことは？

「なんで今さら？」と感じた。店をオープンした後にできた条例だったので、自分の店は大丈夫だと思っていた。

### 広告物を改修しようと思ったきっかけは？

僕自身は芦屋市が地元ではないが、子どもたちにとってはふるさとになる。何十年後か、子どもたちが成長したときに、自分のふるさととはすごくきれいなまちだと誇りに思ってもらえることを信じて改修することを決断した。

### 行政が条例などで規制を作ることへのご意見は？

他のまちの施策や事例をみて真似しようとする浅い考えはよくない。ルールを作るにはきっかけがあると思うが、そのきっかけが素敵なものだったらいい。

まちがきれいになっていくストーリーの一部に自分がなれたと思えると、協力してよかったと思えるのではないか。まちの成り立ちに愛着がわかれば、子どもたちにも受け継ぐことができる。そうなれば誇れるまちになるし、自然とルールもいらなくなると思う。

インタビュー全文は、市ホームページに掲載しています。



引き続き、事業者の皆さまのご協力を  
よろしくお願いします。

補助金の活用期限は令和6年3月31日まで

	令和6年3月31日までに 補助事業を完了させるもの	
	補助率	限度額
改修費用	1/3	50万円
撤去費用	1/2	50万円

問い合わせ まちづくり課 ☎38-2109